平成２７年９月１７日

日本税理士会連合会　御中



農林水産省農村振興局
農村政策部中山間地域振興課

山村向けの税制優遇措置の周知について（依頼）

本年３月31日に山村振興法と併せて山村向けの税制優遇措置が改正され、対象者が第３セクターから民間事業者（地域資源を活用する製造業者及び農林水産物等販売業者）へと大幅に拡大されること等となりました。

この税制優遇措置は、振興山村に立地する事業者の設備投資の促進を通じて山村の活性化を図るものであることから、事業者の方々に積極的なご活用をお願いしたいと考えております。また、適用件数が少数に留まる場合には、整理・合理化の対象となるため、山村への優遇措置を充実させる観点からも、ご活用をお願いしたいと考えております。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、下記により貴会会員を通した事業者等への周知にご協力を賜りますよう、お願いします。

記

１　ＨＰによる周知

貴会のＨＰに農林水産省URLのリンクを張ることにより、周知して下さるようお願いします。

リンク先農水省ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

２　広報誌による周知

別紙ＰＲ原稿を広報誌に掲載して下さるようお願いします。

３　各税理士会への周知

別添により各税理士会への周知をお願いします。

(別紙)

○　ＰＲ原稿

山村地域向けの税制優遇措置が改正されました

①法人税・所得税の割増償却［普通償却限度額の24%等の割増償却／５年間］

②不動産取得税の減税［不動産取得税：4%等→0.3%］の促進

③固定資産税の減税　［固定資産税　：1.4%→0.14%等］の促進

※　地域資源を活用する製造業（振興山村で生産されたものを原料等とする製造業）又は農林水産物等販売業（いわゆる農産物直売所）を営む中小企業等が、振興山村市町村の産業振興施策促進区域内で行う500万円以上の設備投資等の詳細な要件があります。**市町村によっては①～③を利用できない場合**がありますので、**利用可能なのか否かは農林水産省ＨＰでご確認いただくか、下記連絡先までご連絡下さい。**

ＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

【連絡先】農林水産省　農村振興局　農村政策部　中山間地域振興課　山村税制係

０３－３５０２－６００５　※お気軽にお電話下さい。